

NPO法人セフティマネジメント協会

(株)キャプテンと共催でセミナー

PL法と国際規格に準拠した取扱作成テーマに

NPO法人セフティマネジメント協会と企業保険分野を強みとする代理店(株)キャプテンは11月15日、共催で、東京都港区の機械振興会館でセミナー「PL対策実践講座 国際規格に準拠した取扱説明

書の作成」を実施した。セミナーはPL法の内容と対策、国際規格に準拠した取扱説明書の作成についての知識を学ぶことを目的としたもので、当日はマニアル制作会社(株)アイテック執行役員の山口純治氏が講師を務めた。山口氏は「製品安全は国際安全規格を

遵守することで達成される。しかし、国際規格に準拠していない取扱説明書が多く見受けられる」と指摘した。セミナーには機械製造、医療機器メーカー、金属素材、輸出入商社などから15人が参加した。

当日は、はじめに同協会理事長の出崎克氏があいさつし、「日本ではPL法が施行されて25年を迎えている。PL法は、安全な製品を提供するための世界共通のルールであり、多くの国際安全規格や国



さまざまな業界から15人が参加

際規格の基礎となつている。ところが、PL法の条文を読んだことがないという人が多く、ことに危機感を覚えていた。このセミナーを通じて、PL法の内容

とマニアル制作に関する国際規格の要求事項を学び、世界ナンバーワンのマニアル作りを目指してほしい」と述べた。

セミナーで山口氏は、PL法が製品の欠陥に対する事業者の責任「結果責任」を定めているのに対し、ISO/IEC Guide 51をはじめとした国際規格は、事故が発生しない製品を製造する「予防責任」を規定していることを説明。製品安全を達成するためには、これらの国際規格に準拠するモノづくりに推進しなければならぬと述べた。製品安全を達成するために、リスクアセスメントとリスク低減方策を反復して適用する必要があり、リスク低減方策は、①本質的に安全な製品を設計すること②危険源に人が接触しないようにすること③警告ラベルや取扱説明書などによる使用情報を整備して、使用者に適切に警告することの三つのステップで実施するとした。

この使用情報をどのように作成するかを定めた国際規格がIEC/IEE82079-1で、今年の5月に改訂された。製造業者などはこの規格に沿って取扱説明書などを整備することが求められる。この規格の規

定を守らなければ、製品の正しい使い方や禁止事項が製品使用者に伝わらず、使用者の生命、身体、または財産に損害を与えるリスクがあるという。同氏は最後に、国際規格は守るべき最低限の国際ルールであり、このルールにのっとり各国の製造業者などは使用情報を作成する必要があるが、法令順守がモノづくりの目的ではなく、使用情報の作成も規格整合を最終目的とするべきではないと述べ、「使用情報は、企業と製品の使用者の『コミュニケーション』であり、『マニュアル』であり、企業ブランドの発信源の一つと位置付けられる。使用情報を通じてどのような『コミュニケーション』をとるかは各企業の戦略的な判断となる。ぜひ、国際ルールを守った上で、『自社らしい』使用情報を作成してほしい」と呼び掛けた。